

## 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の概要

### 1. 土壤汚染状況調査の方法

- ・ 試料採取等を省略して地歴調査のみを行う場合や地歴調査を含むすべての土壤汚染状況調査の過程を省略することを認めるが、この場合には、土壤汚染のおそれがない区域を除く調査対象地の区域を、土壤含有量基準及び第二溶出量基準に適合しない状態にあるものとみなすこと。(本省令による改正後の省令(以下「省令」という。)第11条等関係)

### 2. 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

- ・ 土地の形質の変更の際に、法第4条第1項により届出を義務付けられることとなる土地の規模は、土地の形質の変更の部分が3,000 m<sup>2</sup>以上とすること。(省令第22条関係)
- ・ 届出を受けて法第4条第2項の調査命令の対象となる土地は、特定有害物質を含む固体又は液体が飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地や、特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の敷地であった土地等とすること。(省令第26条関係)

### 3. 要措置区域について都道府県知事が指示する汚染の除去等の措置

- ・ 基本的に、現行規則に規定されている措置命令についての「原則として講ずべき措置」を新法の「指示措置」とすること。(例えば、土壤溶出量基準に適合しない土地については封じ込め、等)(省令第39条、省令別表第5関係)
- ・ 操業中の工場など土壤の掘削を伴う封じ込め措置が困難な場合への対応として、新たに、汚染の除去等の措置として、地下水汚染の拡大の防止を位置づけること。(省令第40条、省令別表第6関係)

### 4. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為

- ・ 指示措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えないこと、形質の変更を行う部分の面積と深さが一定以下であること。
- ・ 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、汚染の拡散を生じさせないものとして環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものであること。(省令第43条から第46条まで及び第50条関係)

### 5. 汚染土壤の搬出時の届出の対象とならない土壤の調査方法

- ・ 汚染土壤の搬出時に任意に行う調査は、土壤の掘削前に行う場合には、10 mメッシュボーリングにより行うこと。また、土壤の掘削後に行う場合には、土壤を100 m<sup>3</sup>以下ごとに区分し、5点混合法により行うこと。(省令第59条関係)
- ・ なお、汚染土壤の搬出時に任意に行う調査の方法は、当分の間、掘削前に行う調査の方法のみとすること。(本省令附則第2条関係)

## 6. 汚染土壌の運搬に関する基準

- ・運搬に伴う汚染の拡散の防止措置を講ずること。(省令第65条第1号等関係)
- ・汚染土壌とその他の物の混合及び分離をしないこと。(省令第65条第5号関係)
- ・汚染土壌の保管をしないこと(一定の要件に該当する場所で行われる積替えのための一時的な保管を除く。)(省令第65条第7号関係)

## 7. 管理票

- ・管理票は、運搬の用に供する自動車等ごとに交付しなければならないこと。(省令第66条第2号関係)
- ・管理票の記載事項として、運搬の用に供した自動車等の番号、運転手の氏名等を記載しなければならないこと。(省令第68条関係)

## 汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令の概要

10月22日公布の省令により、規定済みの事項

### ○ 汚染土壌処理施設の種類の種類

- ・浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設及び分別等処理施設とすること。(本省令による改正後の省令(以下「省令」という。)第1条関係)

### ○ 汚染土壌処理業の許可の基準

- ・汚染土壌処理施設が汚染土壌の処理に伴う汚染の拡散の防止に必要な構造であること。(省令第4条第1号ホ関係)
- ・許可申請者が汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。(省令第4条第2号イ及びロ関係)

### ○ 汚染土壌の処理の基準

- ・汚染土壌の処理に関し、水質汚濁防止法その他生活環境の保全に関する法令及び条例を遵守すること。(省令第5条第5号関係)
- ・処理に伴って発生する汚水を地下に浸透させないこと。(省令第5条第12号関係)
- ・汚染土壌処理施設から排出する排水や排気を適切に処理すること。(省令第5条第13号イ、第14号イ及び第16号イ関係)
- ・排水及び地下水の水質並びに排気に含まれる有害物質の濃度を測定すること。(省令第5条第13号ロ、第14号ロ、第15号及び第16号ロ関係)
- ・健全土となった場合及びあらかじめ搬出先として届け出た汚染土壌処理施設(再処理汚染土壌処理施設)に搬出する場合を除き、汚染土壌処理施設に搬入された土壌を当該処理施設外へ搬出しないこと。(省令第5条第17号関係)
- ・再処理汚染土壌処理施設に搬出する場合は、法第20条の規定の例により管理票の交付等を行うこと。(省令第5条第18号関係)

## 1. 省令の題名

- ・省令の題名を「汚染土壌処理業に関する省令」に改めること。

## 2. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧

- ・受け入れた汚染土壌の量、排水、排気及び地下水の測定結果等を記録し、5年間備え置き、閲覧に供すること。(省令第6条及び第7条関係)

## 3. 許可の取消し等の場合の措置義務

- ・汚染土壌の処理の事業の許可を取り消され、又は当該事業を廃止した際に汚染土壌が残存している場合は、他の汚染土壌処理業者に当該汚染土壌の処理を委託しなければならないこと。(省令第13条第1項第1号関係)
- ・汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地について、土壌汚染の調査を、公

正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により行うこと。（省令第13条第1項第2号関係）

## 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令の概要

### 1. 指定調査機関の指定の基準

- ・指定調査機関の指定の基準のうち技術的能力に係るものとして、技術管理者が適切に配置されていることとすること。(本省令による改正後の省令(以下「省令」という。)第2条第2項関係)

### 2. 技術管理者

- ・環境大臣が実施する技術管理者試験に合格し、実務経験を有する者に技術管理者証を交付すること。(省令第5条第1項関係)
- ・この省令の施行の際、同令による改正前の規則第2条第2項の規定による土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者として指定調査機関に置かれているものは、平成25年3月31日までの間、技術管理者証の交付を受けている者とみなすこと。(本省令附則第2条第2項関係)

### 3. 業務規程、帳簿

- ・法第37条に定める業務規程の記載事項、法第38条に定める帳簿の保存期間及び記載事項を定める。(省令第19条及び第20条関係)

### 4. 手数料

- ・指定調査機関の指定、技術管理者試験等に要する手数料の額を定める。(省令第22条関係)